

危険物及び車両運送に関わる火災安全要件の見直しに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS は SOLAS 条約第 II-2 章 19 規則上の危険物の積載貨物区域であるロールオン・ロールオフ区域に、特殊分類区域及び車両積載区域が含まれることを記載した IACS 統一解釈 SC85 を発行していた。本会は同統一解釈を既に本会規則に取入れている。

IACS は、同統一解釈に関し、特殊分類区域及び車両積載区域の定義条文を明記する為の検討を行い、IACS 統一解釈 SC85(Rev.2)を 2021 年 5 月に採択した。このため、改正された IACS 統一解釈 SC85(Rev.2)に基づき、関連規定を改める。

また、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、危険物及び車両運送に関わる火災安全要件の見直しを行った。このため、規則内で参照されている IMDG Code の改正に対応するとともに、本会が適当と認める機器の説明がより明確となるよう関連規定を改める。

改正内容

- (1) ロールオン・ロールオフ区域に特殊分類区域及び車両積載区域が含まれる旨及び区域の定義条文を明記した。
- (2) 検査要領表 R19.3.2-1.の脚注に参照される IMDG Code の条文を削除の上、爆発性粉体及び引火性蒸気が発生する火薬類を積載する際には、追加の防爆対策が必要である旨を明記した。
- (3) 「本会が適当と認める水噴霧放射器」の説明が検査要領 R20 を経由し、R10 を参照していた為、当該説明を検査要領 R20 に記載し、より明確にした。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

R19 危険物の運送

R19.2 総則

R19.2.2 貨物区域の種類による適用

-3.を次のように改める。

~~-3. 規則 R 編 19.2.2 の適用上，車両積載区域は，規則 R 編 19.2.2(4)又は(5)に規定するロールオン・ロールオフ区域とする(4)及び(5)でいう「ロールオン・ロールオフ区域」とは，規則 R 編 3.2.46 でいう「特殊分類区域」及び規則 R 編 3.2.49 でいう「車両積載区域」を含む。~~

R19.3 特別要件

R19.3.2 発火源

表 R19.3.2-1.を次のように改める。

表 R19.3.2-1. 危険場所並びに使用又は設置が認められる電気設備（R19.3.2-1.(1)関連）

危険場所		使用又は設置が認められる電気設備
(a)	閉囲又は半閉囲された貨物区域並びに閉囲又は開放されたロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域	(1) 電気機器であって保護形式の種類 IP65 以上，最高表面温度 100℃以下のもの及びこれに関連するケーブル (2) 通過ケーブル
(b)	給気及び排気用ダクト内	
(c)	恒久的に固定設置された火薬庫	

(注)

~~運送される貨物により IMDG Code 7.1.7.4.7.2 の要件を考慮すること~~爆発性粉体及び引火性蒸気が発生する貨物を運送する場合は，当該雰囲気での使用に適した電気設備を備えること。

R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

R20.5 消火

R20.5.2 持運び式消火器

-4.を次のように改める。（日本籍船舶用）

-4. 規則 R 編 20.5.2-2.(1)にいう「本会の適当と認める水噴霧放射器」~~については、R10.2.3-1.によること~~とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）又は第 6 条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

-4.を次のように改める。（外国籍船舶用）

-4. 規則 R 編 20.5.2-2.(1)にいう「本会の適当と認める水噴霧放射器」~~については、R10.2.3-1.によること~~とは、主管庁又は本会が適当と認める団体の試験に合格したものをいう。